

館山市議会議員政治倫理条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる館山市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう遵守すべき行動基準を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

館山市議会基本条例第24条に、議員は選挙で選ばれたものとして高い倫理性を保持し、地位を利用して品位を損なう行為を慎むことを規定しています。これにより、市民全体の奉仕者として倫理の向上に資する遵守すべき行動基準を定め、市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的にしています。

(議員の責務)

- 第2条 議員は、法令を遵守し、市政に関わる自らの役割と責任を自覚するとともに研さんを積み、市民に信頼される倫理性と品位の保持に努めなければならない。
- 2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。
 - 3 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。
 - 4 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。
 - 5 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議員の責務について、市民の信頼に値する公人としての規範性と活動原則を定めました。法令を遵守し、情報公開に基づき議決事件の賛否の表明や政治活動の透明化・公正化を図り疑惑に対しては説明責任を果たすとともに、市民の要請に対応する見識を養い福祉の増進を図るよう努めていくことを明記しました。

(市民の役割)

- 第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ議員に説明責任を果たすことを求めることができる。
- 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対し次条に規定する政治倫理基準に反する働きかけを行っ

てはならない。

【解説】

政治倫理を社会常識として確立するためには、議員の努力は当然のことながら、市民の理解と協力も不可欠です。そのために市民の役割という規定を設けました。また、市民は主権者としての自覚を持ち、議員に対して政治倫理に反する不当な要求をしてはならないことを定めています。

(政治倫理基準の遵守)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう言動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人(以下「市等」という。)が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約その他の契約(以下「請負契約等」という。)に関して、特定の業者のために推薦、紹介その他の不正な疑惑を持たれる有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関して不当に関与しないこと。
- (6) 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。また、議員の後援団体についても同様に取扱いをさせるよう措置をすること。
- (7) 寄附及び挨拶状の頒布等については、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定を遵守すること。

【解説】

政治倫理基準とは、議員が遵守すべき行為規範であり、その職責に反する具体的な行為を禁止しています。

重要な公職にある者がその職責にもとる行為はしないということを規定したものです。

基本金とは、法人の設立又は施設の創設・増築若しくは社会福祉法人が維持持続するために必要なものとして、理事者等から收受した寄附金等の金額をいいます。

(請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定されている兼業禁止の趣旨を尊重して、市等が行う工事等の請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念

を生じさせないように努めなければならない。

【解説】

地方自治法第92条の2には「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負する者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」とされており、区長、町内会長との兼任もできません。

(審査の請求)

第6条 市民又は議員は、議員が第4条に掲げる政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添え、次の条件を満たした上で議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

- (1) 市民にあつては、地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の500分の1以上の者の署名
- (2) 議員にあつては、議員定数の4分の1以上の者の署名

【解説】

政治倫理基準に違反する行為の疑いがあった場合、市民と議員の政治倫理審査会の審査請求の要件を規定しています。

審査の請求は、市民では有権者の500分の1以上の者の署名、議員では定数の4分の1以上の者の署名をもって、代表者から違反の疑いを証する資料を添えてすることを規定しています。

(政治倫理審査会の設置)

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、館山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託するものとする。

- 2 審査会は、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を議長に報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

【解説】

議長は、審査の請求を受けたときは、政治倫理審査会を設置するとともに、当該審査会は、議長に対し、その結果報告や議員の倫理に関する意見を述べることを規定しています。

(審査会の組織等)

第8条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、議長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

【解説】

政治倫理審査会は、議長が、議員の中から委員5人以内を委嘱して組織し、その任期は当該調査審議の終了までとしています。また、委員が職務上知った秘密の保持について規定しています。

(審査会の委員長等)

第9条 審査会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

【解説】

審査会の委員長等について規定しています。委員長は会務を総理し、審査会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理します。

(審査会の会議)

第10条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 審査会の議事における意思決定は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

【解説】

審査会の会議について規定したものです。審査会の招集権者、定足数及び議事に関する成立要件を規定しています。

(審査会の職務及び権限)

第11条 審査会は、付託された審査を行うため当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求をはじめ事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときはその旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 審査会の会議は、原則公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは出

席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

【解説】

審査会は、付託された審査の対象となっている議員及び関係者に対し、資料請求をはじめ事情聴取等必要な調査を行うことができることを規定しています。その際、対象議員には弁明の機会を与え、議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力しない場合や虚偽の内容を報告した場合はその旨を議長に報告し、議長はその内容を公表します。

審査会の会議は原則公開しますが、非公開が望ましいかを判断する場合には出席委員の3分の2以上の同意を条件としました。

(審査会の審査結果)

第12条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から100日以内に付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に当該報告に係る文書の写しを審査請求をした者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

【解説】

審査会は、議長が審査請求を受けた日から100日以内に審査を終えることとし、議長は審査会の審査結果の報告を受けた日から7日以内に当該審査請求をした者の代表者及び対象議員に当該報告に係る文書の写しを送付するとともに当該報告の概要を市民に公表しなければならないとしています。

(審査結果の尊重)

第13条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

審査結果の対応を規定したものです。審査会の報告によって対象議員が政治倫理基準に違反したと認められる場合に議長が必要な措置を講ずることとしています。必要な措置は、違反の程度によって異なりますが、再発防止策を講ずることのほか有罪判決を受けた場合の辞職勧告も含まれます。

(逮捕された場合の説明会)

第14条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までに規定する収賄罪若しくは同法第198条に規定する贈賄罪又はその他の職務に関連する犯罪で逮捕された後においても引き続き議員の職にとどまろうとするときは、当該議員は議

長に対し市民に対する説明会の開催を求め、説明会に出席し釈明するものとする。

【解説】

対象議員が収賄罪などの職務に関する犯罪で逮捕された後においても引き続き議員の職にとどまろうとするときは、当該議員は、議長に対し市民に対する説明会の開催を求め、釈明することとしています。

(議長職務の代行)

第15条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】

議長及び副議長が審査の対象となった時の議長職務の代行について規定しています。

議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは年長の議員が議長の職務を行います。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることができることとしています。